

おいでませ山口受注型企画旅行支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、おいでませ山口観光キャンペーン推進協議会(以下「協議会」という。)が実施するバスツアーに係る助成金(以下「助成金」という。)の交付について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 閑散期の観光需要喚起を図る事を目的とし、貸し切りバスを利用して県内宿泊及び県内観光周遊を伴う受注型企画旅行(教育旅行を除く)を実施する旅行会社に対し助成を行う。

(助成対象)

第3条 助成金交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている、山口県外に所在する旅行会社であること。

(助成要件)

第4条 申請者は以下の要件を満たした受注型企画旅行について、協議会会長(以下「会長」という。)に助成金を申請する。

- (1) 2026年5月1日(金)(以下「施行日」という。)以降に引受された受注型企画旅行。
- (2) 2026年12月1日(火)から2027年2月28日(日)までの間に出発し、かつ同期間中に山口県内の宿泊施設(旅館業法第2条に規定された旅館業を営む施設)に1泊以上宿泊し、県内を観光周遊する旅行であること。
- (3) 貸し切りバス1台あたりの有料乗車人員が、15名以上であること。
- (4) 旅行の出発及び帰着は、日本国内(山口県外)であること。(インバウンドは対象外)
- (5) 以下のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。
 - (ア) 企画された旅行が山口県への観光周遊目的でないもの。(政治・宗教・興行・大会・学会・セミナー・コンベンション・合宿等への参加を目的とするもの)ならびに公序良俗に反する内容であると判断されるもの。
 - (イ) 発注元が政治・宗教を目的とする団体。
 - (ウ) 一般社団法人山口県観光連盟及び協議会が実施する類似の助成事業と重複している場合。
 - (エ) 助成金予算が上限に達した場合。
 - (オ) 申請者が「山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領」に基づく参加停止を受けている場合。
 - (カ) その他、会長が不相当と認めた場合。

(助成金の交付額)

第5条 公益社団法人山口県バス協会加盟のバス事業者の貸し切りバス(山口県内登録車)を利用する場合は1台につき5万円とし、その他のバス事業者の貸し切りバス(県外登録車)を利用する場合は1台につき3万円とする。

ただし、1事業所あたり上限を10台とする。

(助成金の交付の申請)

第6条 申請者は、施行日以降、旅行出発日の21日前までに、助成金交付申請書(別記第1号様式)及び関係書類を会長に提出する。

(助成金の交付の決定)

第7条 会長は、前条の申請書の提出があった場合において、助成金交付の可否を決定し、助成金交付決定書(別記第2号様式)により申請者に通知する。

(旅行の変更・中止等)

第8条 申請者は、申請内容を変更又は中止する場合、「変更」・「中止」承認申請書(別記第3号様式)を提出し会長の承認を受けるものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、旅行が終了した日から14日以内に実績報告書(別記第4号様式)及び請求書(別記第5号様式)を提出すること。

なお、期限までに提出がない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとする。

(助成金の交付)

第10条 会長は、第9条の実績報告を適当と認めるときは、助成金の額を確定し、助成金交付確定通知(別記第6号様式)により報告者に通知するとともに、助成金を交付する。

(助成金交付決定の取消)

第11条 会長は、助成金の交付決定後、若しくは額の確定後においても、申請若しくは報告内容に虚偽が認められるときは、当該交付決定(額の確定)を取り消すこととし、既に助成金が交付されている場合はその返還を求めるものとする。

(実施内容の変更等)

第12条 会長は、やむを得ない事由があるときは、事前連絡することなく当該事業を変更または中止する。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

(施行期日)

附則

この要綱は、2026年5月1日(金)から施行する。